



フランチャイズ・ガイドラインの改正の概要（令和3年4月）

フランチャイズ・ガイドラインの構成

1. 【**ぎまんの顧客誘引**】の観点から、加盟者募集時に開示することが望ましい事項を記載
（当該事項の不開示等により優良誤認等を与え、競争者の顧客を不当に誘引した場合は違反となる）
2. 【**優越的地位の濫用**】の違反となり得る想定事例を例示

実態調査で明らかになった問題行為について、未然防止の観点から追加

実態調査報告書で明らかになった主な問題行為及び改正の概要

実態調査で明らかになった問題行為		ガイドラインの改正の概要
①募集時の説明 （予想収益等）	・ 予想収益等の説明が不十分	→ ・ モデル収益等を示す場合は、収益を予想するものではない旨を説明するよう注記（上記1）
②仕入数量の強制	・ 無断発注による仕入数量の強制	→ ・ 「仕入数量の強制」の違反想定事例に、「加盟者の意思に反する発注」を追記（上記2）
③年中無休・ 24時間営業	・ 深夜帯の採算性の悪さや深刻な人手不足についての情報の不開示 ・ 時短営業の協議に応じない	→ ・ 「人手不足、人件費高騰等の 経営に悪影響を与える情報 」の開示が望ましい旨を新設（上記1） ・ 違反想定事例に、 時短営業の協議拒絶 を新設（上記2）
④ドミナント出店	・ 周辺地域への追加出店時の「配慮」の内容が不明確 ・ 口頭での取決めを反故	→ ・ 配慮の具体的内容を明示するよう注記（上記1） ・ 違反想定事例に、 取決めに反した場合 を新設（上記2）
⑤見切り販売の制限	・ 見切り販売の手続が煩雑との意見	→ ・ 柔軟な売価変更が可能な仕組みの構築 が望ましい旨の注記（上記2）

（その他、改正に伴う記載位置の整理、用語の説明の適正化、修辞上の修正）